

第二部 意見交換会

提案事項

1. 平成30年度事業実施方針及び公共工事の継続的な執行について

今年度の事業実施方針、防災・減災対策及びインフラの老朽化対策など、公共工事の継続的な執行への取り組みについてご教示ください。

2. 現場管理費の見直しについて

現在の現場技術者は、現場対応・社内対応・安全対応に加え、発注者との打合せや協議資料作成、地元・第三者への対応など担当業務が複雑多岐に渡り、以前に比べその担当業務は質・量とも多大なものとなっていますが、過酷な勤務実態となっているにも拘わらず、現場技術者の賃金が含まれる現場管理費の考え方はこれらの実態を反映したものとはなっていないと思われまます。

つきましては、現場技術者の処遇改善及び担い手確保・育成の観点から現在の現場実態を直視いただき、現場管理費率等の考え方等を適切に見直しされるよう切にお願いいたします。

3. 土木施工管理技士の処遇改善について

現状では、年度末に工事が集中することと現場での作業が増大していることにより、書類の作成は時間外労働で行うのが常態となっております。そのため繁忙期には月100時間を超える時間外労働となることも少なくありません。

「働き方改革」を進めるには、生産性向上や適正な工期設定、長時間労働の是正等、受発注者双方が守るべきルールとして策定された『適正な工期設定等のためのガイドライン』及び『建設産業政策 2017+10』を受発注者が遵守していくことが重要であります。発注者におかれましては、適正な工期設定、適切な変更対応及び平準化発注、平準化施工の実現をお願いいたします。

「参考」建設産業政策 2017+10 抜粋

①建設産業の各プレイヤーの役割と責務を明らかにする

- ・受発注者双方の責務の明確化
 - －適切な設計図書の提示・変更、施工条件の明示
 - －不当に短い工期による契約締結の禁止
- ・関係者（経營業務管理責任者、現場代理人、職長等）の定義
- ・役割の明確化 ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（後掲）
- ・各プレイヤー間のリスク分担の明確化

4. 土木施工管理技士の適正評価と社会的地位の向上について

昨年秋、四国技士会連合会では、国土交通省の直轄工事に配置された監理技術者等に対し、現状並びに改善すべき点についてアンケートを行い、提出された多くの意見を内容別に取りまとめたところです。

その中で「技術者の技術力等についての個人評価を高めるなど、適正な評価をし、働く意欲を高めることが必要である。」等の意見が多く寄せられました。

技術者の処遇改善はもとより働く意欲を高めるためには、資格の重要性と取得の難易度に見合う適正な評価とともに、他の資格との比較において優位性を与えることも必要であると考えております。

そのため、国及び各県におかれましては、経営事項審査における保有技術者、入札参加資格、総合評価落札方式の配置技術者等において、これまで以上に評価を高めていただけますようお願いいたします。

5. 技術力の維持・向上に資する継続学習制度における評価・活用について

土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）における学習履歴（ユニット数）は、総合評価落札方式等の技術評価項目としても活用されており、今日では継続学習の必要性が広く認識されるとともに、技術者の自主的学習の励みにもなっております。

土木技術者の育成、すなわち技術力の維持・向上は土木施工管理技士会の使命・役割でもあるため、国・県のご協力をいただき、また、全国技士会連合会と連携する等して、各種技術講習会を開催しているところです。

国及び各県におかれましても継続学習制度について、各機関の基準に応じた評価・活用をしていただいておりますが、なお一層の高い評価と、技術力をさらに高めるために各県の状況に応じたユニット数の検討をお願いいたします。

○国土交通省四国地方整備局並びに四国各県から、上記事項についてご教示等をお願いするものです。

四国土木施工管理技士会連合会

平成30年度 総会 第二部

意見交換会

高知県 配布資料

四国土木施工管理技士会連合会
平成30年度（総会第二部）意見交換会

1. 平成30年度事業実施方針及び公共工事の継続的な執行について

別紙

2. 現場管理費の見直しについて

本県の建設工事の積算基準については、国土交通省土木工事標準積算基準書に基づいており、その内容については全国の工事における工事の施工実態を調査した結果により毎年見直しが行われており、現状を反映していると考えています。今後も積算基準が改訂をされましたら遅れずに修正をし、適正な予定価格の設定に努めてまいります。

3. 土木施工管理技士の処遇改善について

本県においては、適正な工期設定や発注の平準化に加え、週休2日を想定した余裕工期設定の試行などの取組を行っており、これらにより無理のない工事の施工や、週休2日の実現促進を図り、技術者の処遇改善につなげたいと考えています。

4. 土木施工管理技士の適正評価と社会的地位の向上について

本県の入札参加資格審査においては、土木一式工事の技術研修の実施を評価する項目として、CPDSの点数を用いています。

また、総合評価方式の入札における配置技術者の評価項目としても、ほぼ全ての入札において使用をしております。

5. 技術力の維持・向上に資する継続学習制度における評価・活用について

うえでも述べましたが、配置技術者の評価において、標準ユニットの80%超を満点とするなど、継続学習に取り組む技術者の評価に努めています。

平成30年度土木部当初予算のポイント

総 括

土木部では、インフラの充実と有効活用を通じて、県民の安全・安心の確保と、地域の活力の増進を図り、県民が将来に希望をもって暮らせる県土づくりに貢献するため、高知県社会資本整備推進本部において、情報共有したニーズやストック効果なども十分に踏まえて以下の基本的な考え方で予算の編成を行った。

- ① 南海トラフ地震対策をより効率的に実施し、ソフト対策と一体となった効果の早期発現を目指す。
- ② 土砂災害から人命を守るための対策や、河川における再度災害防止対策を促進する。
- ③ 観光振興、地場産業の振興など、地域経済の活性化に資する事業を進める。
- ④ 既存インフラの有効活用と長寿命化を図るため、計画的かつ効果的な維持管理を行い、ライフサイクルコストを低減させる。
- ⑤ 事業のプライオリティを明確にするとともに、求められる成果や直面する課題に対しての解決策を熟慮し、より実効性がある事業を推進する。

○一般会計

(単位:百万円)

項目	30年度	29年度	増減 (伸率)
①土木部予算	70,977	72,621	△ 1,644 (0.98)
②経常的経費	12,401	18,924	△ 6,523 (0.66)
③投資的経費	58,576	53,697	+4,879 (1.09)
④普通建設事業費	52,452	50,077	+2,375 (1.05)
⑤一般公共事業	31,937	30,008	+1,929 (1.06)
⑥国直轄負担金	7,944	8,001	△ 57 (0.99)
⑦単独事業	10,921	11,275	△ 354 (0.97)
⑧その他	1,650	793	+857 (2.08)
⑨災害復旧	6,124	3,620	+2,504 (1.69)

※四捨五入の関係で計数が合わない場合がある。

○特別会計

(単位:百万円)

項目	30年度	29年度	増減 (伸率)
土地取得事業	1,801	0	+1,801 皆増
流域下水道事業	3,017	2,578	+439 (1.17)
港湾整備事業	815	524	+291 (1.56)

※四捨五入の関係で計数が合わない場合がある。

5つの基本政策に基づく県づくり

インフラの充実と有効活用

[]はH29予算額, ()は増減額

① 産業振興や安全・安心に繋がるインフラ整備

- ・産業振興を支援する道路整備の推進など 3,102百万円 [2,941百万円(+ 161百万円)]
(地域経済の活性化を図るため国道195号や安田東洋線などの幹線道路において18箇所を整備)
- ・8の字関連道路の整備等 6,033百万円 [5,386百万円(+ 647百万円)]
(国直轄道路整備及び県の行うインター線の整備など) ※所要額を計上
- ・和食ダム建設事業 480百万円 [588百万円(Δ 108百万円)]
(ダム本体工事の実施)

② 地域生活(中山間)の安全・安心の確保に直結するインフラ整備等

- ・道路防災・修繕 8,817百万円 [7,313百万円(+1,504百万円)]
(橋梁の耐震補強や落石対策などの防災事業とくらしを守る修繕事業)
- ・1.5車線の道路整備事業 3,009百万円 [2,797百万円(+ 212百万円)]
(県内71箇所において、地域の実情に応じた道路を整備)
- ・地域の安全安心推進事業 1,600百万円 [1,600百万円(増減なし)]
(地域住民の生活に密着した身近な公共施設の維持修繕に、土木事務所長の判断で迅速かつ柔軟に対応する事業)
- ・通学路の交通安全対策 1,962百万円 [1,257百万円(+ 705百万円)]
(通学路交通安全プログラムで要対策箇所に位置付けされた箇所における歩道整備などの交通安全対策事業)
- ・せいかつのみち整備事業 378百万円 [378百万円(増減なし)]
(地域に密着した道路の小規模改良事業)
- ・土砂災害対策の推進 2,201百万円 [2,859百万円(Δ 658百万円)]
(砂防等基礎調査の加速化、土砂災害を想定した訓練、土砂災害に対する啓発活動、砂防関係施設の整備、がけくずれ住家防災対策の整備)
- ・河川における再度災害防止対策の推進 1,787百万円 [1,376百万円(+ 411百万円)]
(宇治川及び日下川流域における床上浸水対策事業)

③ 既存インフラの有効活用

- ・道路施設の長寿命化修繕等(再掲) 3,573百万円 [2,460百万円(+1,113百万円)]
(長寿命化修繕計画に基づく橋梁・トンネルの修繕工事)
- ・河川施設の長寿命化修繕等 361百万円 [369百万円(Δ 8百万円)]
(香宗川水門など10箇所を実施)
- ・砂防関係施設の長寿命化計画の策定 74百万円 [54百万円(+ 20百万円)]
(砂防関係施設の長寿命化計画の策定、砂防設備の緊急改築)
- ・海岸施設の長寿命化計画策定 118百万円 [141百万円(Δ 23百万円)]
(佐喜浜港海岸などの長寿命化計画の策定)
- ・高知新港の利活用促進事業 800百万円 [264百万円(+ 536百万円)]
(大型客船受入施設の整備、客船受入業務の委託等)
- ・姉妹港交流促進事業 11百万円 [13百万円(Δ 2百万円)]
(海外との経済交流)

南海トラフ地震対策

○加速化と抜本的な強化

住宅 建築	①住宅の耐震対策 住宅の耐震化に加えて、ブロック塀の安全対策、老朽住宅等の除却、空き家活用促進、がけ地近接等危険住宅移転及び土砂災害対策等への補助	706百万円〔 701百万円(+ 5百万円)〕
	②建築物の耐震対策 (大規模建築物等の耐震診断等の補助、避難路等の沿道建築物の基礎調査の補助)	148百万円〔 102百万円(+ 46百万円)〕
道路	③緊急輸送道路および啓開道路の橋梁耐震補強(再掲) (須崎仁ノ線仁淀川河口大橋など)	2,094百万円〔2,282百万円(△ 188百万円)〕
	④緊急輸送道路等における道路法面对策(再掲) (国道194号(いの)など48箇所を実施)	2,095百万円〔1,082百万円(+1,013百万円)〕
	⑤道路啓開計画のバージョンアップ等(再掲) (道路啓開計画のバージョンアップ)	21百万円〔 31百万円(△ 10百万円)〕
	⑥都市計画道路高知駅秦南町線の整備 (防災拠点(高知市北消防署・高知赤十字病院)への経路確保)	410百万円〔1,500百万円(△1,090百万円)〕
	⑦重要港湾3港の地震・津波対策 (国直轄事業、交付金事業による防波堤整備等、交付金事業による須崎港海岸の堤防改良)	1,866百万円〔1,401百万円(+ 465百万円)〕
	⑧高知港海岸(浦戸湾)の地震・津波対策 (海岸堤防の耐震補強等)	1,050百万円〔1,092百万円(△ 42百万円)〕
港湾 海岸	⑨高知海岸等の地震・津波対策 (国直轄事業による耐震補強、補助事業による耐震補強等)	882百万円〔 858百万円(+ 24百万円)〕
	⑩海岸保全施設の改修による津波対策 (交付金事業による奈半利港海岸などの堤防・水門等の耐震補強)	515百万円〔 524百万円(△ 9百万円)〕
	⑪海岸陸こう等常時閉鎖推進事業 (陸こう等のコンクリート等による常時閉鎖)	92百万円〔 87百万円(+ 5百万円)〕
	⑫防災拠点港整備等 (久礼港の岸壁耐震強化等)	97百万円〔 57百万円(+ 40百万円)〕
	⑬市町村管理漁港海岸保全事業費 (市町村が行う海岸堤防耐震補強等への補助)	51百万円〔 50百万円(+ 1百万円)〕
	⑭県管理河川の地震・津波対策 (下田川などの堤防の耐震対策、舟入川の排水機場の耐震化)	596百万円〔624百万円(△ 28百万円)〕
	⑮河川整備基本方針及び整備計画策定委託業務 (南海トラフ地震対策に係る河川整備基本方針・整備計画策定のための調査)	38百万円〔 39百万円(△ 1百万円)〕
河川	⑯県管理ダムの耐震性能照査 (鎌井谷ダム・以布利川ダム)	37百万円〔 68百万円(△ 31百万円)〕
	⑰砂防等基礎調査 (土砂災害特別警戒区域の基礎調査を実施し、土砂災害のおそれのある箇所を周知)	438百万円〔1,166百万円(△ 728 百万円)〕
	⑱地震急傾斜地崩壊対策 (防災拠点・緊急輸送路の保全等)	594百万円〔 684百万円(△ 90百万円)〕
砂防		
下水	⑲浦戸湾東部流域下水道の地震・津波対策 (汚泥処理施設等の耐震・津波対策工事)	199百万円〔 0百万円(皆増)〕
公園	⑳総合防災拠点施設の整備 (春野総合運動公園防災施設の整備)	220百万円〔 0百万円(皆増)〕
総合	㉑庁舎等の地震対策関連事業 (庁舎建築工事、工事監理委託、庁舎施設工事等)	163百万円〔765百万円(△ 602百万円)〕
	㉒その他の南海トラフ地震対策関連事業 (建設業活性化支援事業、建設業BCP認定業務事業、建築物応急危険度判定士養成等)	24百万円〔 23百万円(+ 1百万円)〕

四国土木施工管理技士会連合会

平成30年度 総会 第二部

意見交換会

徳島県 配布資料

四国土木施工管理技士会連合会平成30年度総会 意見交換会
提案事項に対する徳島県回答

1. 平成30年度事業実施方針及び公共工事の継続的な執行について

今年度の事業実施方針、防災・減災対策及びインフラの老朽化対策など、公共工事の継続的な執行への取り組みについてご教示ください。

【回答】

○ 平成30年度の公共事業予算は、

- ・ 大規模地震等自然災害を迎え撃つ「県土強靱化」の推進や、社会資本の「戦略的維持管理」など、県民の命を守る「安全・安心」対策
- ・ もうかる農林水産業の実現を支える基盤整備の推進など、地域の「経済・雇用」対策
- ・ 「陸・海・空」交通体系の更なる進化を遂げる「エポックメイク第二弾」に向けた取組みの加速など、

「県土強靱化」をさらに加速していくために、平成29年度2月補正予算を含む14か月予算として、対前年度「20%増」の総額723億円の予算を確保したところである。

- 特に、「災害予防の視点」に立った戦略的な維持管理を推進するために、「県単独維持補修」に係る予算については、対前年度「17%増」の50億円を確保した。
- 今後とも、「国土強靱化地域計画(H27.3)」や「公共施設等総合管理計画(H27.3)」に基づき、県土強靱化を強力に推進するため、安定的・持続的な公共事業の予算確保に努めて参る。

2. 現場管理費の見直しについて

現在の現場技術者は、現場対応・社内対応・安全対応に加え、発注者との打合せや協議資料作成、地元・第三者への対応など担当業務が複雑多岐に渡り、以前に比べその担当業務は質・量とも多大なものとなっていますが、過酷な勤務実態となっているにも拘わらず、現場技術者の賃金が含まれる現場管理費の考え方はこれらの実態を反映したものとはなっていないと思われまます。

つきましては、現場技術者の処遇改善及び担い手確保・育成の観点から現在の現場実態を直視いただき、現場管理費率等の考え方等を適切に見直しされるよう節にお願いいたします。

【回答】

- 本県では、国において現場管理費率等の見直しがあった場合、国の改定にあわせ適切に見直しを行っている。

- また、建設産業の担い手確保・育成の観点から、平成28年度より、建設現場の週休2日を確保するモデル工事を「発注者指定型」で試行しているが、平成30年度からはこの取組を更に推進するため、一部の工事を除く全ての工事で「受注者希望型」で実施することとし、週休2日に取組む際の必要経費（労務費や現場管理費等）を計上することとしている。

3. 土木施工管理技士の処遇改善について

現状では、年度末に工事が集中することと現場での作業が増大していることにより、書類の作成は時間外労働で行うのが常態となっております。そのため繁忙期には月 100 時間を超える時間外労働となることも少なくありません。

「働き方改革」を進めるには、生産性向上や適正な工期設定、長時間労働の是正等、受発注者双方が守るべきルールとして策定された『適正な工期設定等のためのガイドライン』及び『建設産業政策 2017+10』を受発注者が遵守していくことが重要であります。発注者におかれましては、適正な工期設定、適切な変更対応及び平準化発注、平準化施工の実現をお願いいたします。

「参考」建設産業政策 2017+10 抜粋

①建設産業の各プレーヤーの役割と責務を明らかにする

- ・受発注者双方の責務の明確化
 - －適切な設計図書への提示・変更、施工条件の明示
 - －不当に短い工期による契約締結の禁止
- ・関係者（経營業務管理責任者、現場代理人、職長等）の定義
- ・役割の明確化 ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（後掲）
- ・各プレーヤー間のリスク分担の明確化

【回答】

- 建設現場の週休 2 日の確保や施工時期の平準化を推進するため、平成 30 年度から土木工事における準備期間や後片付け期間、実作業期間を見直し、「余裕のある契約工期」を設定することとしている。
 - ・最低 20 日としていた準備期間を工種毎に設定
 - ※ 道路改良工事 40日、河川工事 40日 等
 - ・最低 5 日としていた後片付け期間を 20 日に設定
 - ・多くの建設現場が「日曜日のみ休日」となっている現状を踏まえ、実作業期間は従来の実作業日数に 8 / 7（週当たり 1 日）を割増して設定
- さらに、最低 80 日以上余裕のある準備期間を見込んだ工期設定により、受注者の裁量で着手日や工期末を自由に選択できる「工事着手日選択工事」の試行や、道路や河川工事等の中小規模工事への複数年の債務負担行為の活用、平成 29 年度には新たに「ゼロ県債」を導入するなど、発注・施工時期の平準化に取り組んでいるところである。
- 設計変更については、平成 20 年 12 月に策定した「設計変更ガイドライン」を、改正品確法を踏まえ、平成 28 年 11 月に改正し、適正かつ円滑な設計変更に努めている。

4. 土木施工管理技士の適正評価と社会的地位の向上について

昨年秋、四国技士会連合会では、国土交通省の直轄工事に配置された監理技術者等に対し、現状並びに改善すべき点についてアンケートを行い、提出された多くの意見を内容別に取りまとめたところです。

その中で「技術者の技術力等についての個人評価を高めるなど、適正な評価をし、働く意欲を高めることが必要である。」等の意見が多く寄せられました。

技術者の処遇改善はもとより働く意欲を高めるためには、資格の重要性と取得の難易度に見合う適正な評価とともに、他の資格との比較において優位性を与えることも必要であると考えております。

そのため、国及び各県におかれましては、経営事項審査における保有技術者、入札参加資格、総合評価落札方式の配置技術者等において、これまで以上に評価を高めていただけますようお願いいたします。

【回答】

- 本県では、土木一式工事又は舗装工事において、主任技術者又は監理技術者に求める資格として土木施工管理技術検定制度の活用を「徳島県土木工事共通仕様書」に明記している。

■土木施工管理技術検定制度等の活用【徳島県土木工事共通仕様書抜粋】

対象業種	土木一式工事又は舗装工事	
	請負対象金額	
	4,500万円以上9,000万円未満	9,000万円以上
技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none">・土木施工管理技士・建設機械施工技士・技術士・監理技術者証を有する者	<ul style="list-style-type: none">・1級土木施工管理技士・1級建設機械施工技士・技術士・監理技術者証を有する者

- 本県の工事請負業者の格付けでは、県独自の「主観点数」の算定において、1級及び2級の技術者を加点するとともに、土木一式工事では「格付け点数」以外の「その他基準」として、等級ごとに技術職員数及び1級技術者数の下限値を「技術者条件」として設定している。

また、土木一式工事の総合評価落札方式の「配置技術者技術者の施工能力」評価において、設計金額9千万円未満は1級及び2級の保有資格を、設計金額2億円未満(9千万円以上)は1級の保有資格を評価しているところである。

- 今後とも、公共工事の品質確保の観点から、引き続き土木施工管理技術検定制度を活用していく。

■工事請負業者の格付けを定める場合の主観点数算定（技術力）

技術者資格	点 数
1級技術者	6点
監理技術者資格者証を保有し、かつ監理技術者講習を修了した者	7点
登録基幹技能者講習を修了した者	3.5点
2級技術者	2.5点
その他の技術者	1.5点

■格付け等級における土木一式工事の技術者条件

等 級	技術者条件
特A	技術職員12人以上（内1級6人以上）
A	技術職員6人以上（内1級3人以上）
B	技術職員3人以上（内1級1人以上）
C	技術職員2人以上
D	条件なし

■総合評価落札方式【施工能力審査型】（配置予定技術者の資格）

技術者資格	点 数
技術士（建設部門等）又1級土木施工管理技士	5点
1級建設機械施工技士又は2級土木施工管理技士	3点
2級建設機械施工技士	2点
その他	0点

5. 技術力の維持・向上に資する継続学習制度における評価・活用について

土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）における学習履歴（ユニット数）は、総合評価落札方式等の技術評価項目としても活用されており、今日では継続学習の必要性が広く認識されるとともに、技術者の自主的学習の励みにもなっております。

土木技術者の育成、すなわち技術力の維持・向上は土木施工管理技士会の使命・役割でもあるため、国・県のご協力をいただき、また、全国技士会連合会と連携する等して、各種技術講習会を開催しているところです。

国及び各県におかれましても継続学習制度について、各機関の基準に応じた評価・活用をいただいておりますが、なお一層の高い評価と、技術力をさらに高めるために各県の状況に応じたユニット数の検討をお願いいたします。

【回答】

- 本県では、企業や技術者の時間的な負担等を軽減するため、総合評価落札方式におけるCPD（CPDS）の評価基準を平成28年度に見直し、現在は過去5年間で30ユニット以上を評価している。
 なお、継続の重要性を踏まえ、前年度に取得単位がないものは評価していない。
- また、工事請負業者の格付けでは、県独自の「主観点数」の算定において、土木一式工事では入札参加資格審査申請直前5年間の取得単位総数を評価している。
- 今後とも、技術者の技術力の維持・向上の観点から、引き続き継続学習制度を活用、評価していく。

■総合評価落札方式【各型共通】（CPD）

技術者資格	点 数
有効取得単位数が50ユニット以上	5点
有効取得単位数が30ユニット以上	3点
上記以外	0点

※過去5か年度及び当該年度の入札公告日まで

※前年度に取得単位がないものは評価しない

■工事請負業者の格付けを定める場合の主観点数算定（継続学習への取組）

取得ユニット総数	点 数	取得ユニット総数	点 数
200以上	20点	180以上200未満	18点
160以上180未満	16点	140以上160未満	14点
120以上140未満	12点	100以上120未満	10点
80以上100未満	8点	60以上 80未満	6点
40以上 60未満	4点	20以上 40未満	2点

四国土木施工管理技士会連合会

平成30年度 総会 第二部

意見交換会

香川県 配布資料

香川県配布資料

1. 平成30年度事業実施方針及び公共工事の継続的な執行について

今年度の事業実施方針、防災・減災対策及びインフラの老朽化対策など、公共工事の継続的な執行への取り組みについてご教示ください。

<回答>

- ・ 県全体の平成30年度予算は、総額4,615億円で、前年度の4,613億円から約2億円増加。
- ・ 土木部の予算は、465億円で県全体に占める割合は約10.1%。前年度当初予算と比較すると+1.5%。
- ・ 厳しい財政状況ではあるが、施策の選択と集中を徹底し、「せとうち田園都市のあらたな創造」の実現に向け、着実に取り組む。
- ・ 防災・減災対策としては、平成27年3月に策定した「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、概ね30年間で3期に分け、海岸・河川堤防のかさ上げや地盤改良等による液状化対策、また既設水門の耐震補強等の地震・津波対策を効率的に実施するほか、栴川ダム建設や河川の改修、土砂災害対策など減災・防災対策事業を推進している。
- ・ インフラの老朽化対策としては、橋梁などの公共土木施設の日常的な維持管理に努めるとともに、長寿命化を図るための計画策定やその見直しを行い、計画的かつ効率的な補修工事を実施し、公共土木施設の長寿命化に取り組んでいる。
- ・ また、足腰の強い地域経済を確立するとともに、県内産業を振興して雇用の拡大を図るため、高松空港と高松自動車道を結ぶ空港連絡道路や臨海部を結ぶさぬき浜街道など、幹線道路ネットワークの整備や高松港国際物流ターミナルなどの物流拠点の整備を重点的に行っている。
- ・ 県としては、今後とも、地域の実情や県民のニーズを十分に踏まえ、県民の安全・安心の確保や活力ある県土づくりに推進してまいりたい。

2. 現場管理費の見直しについて

現在の現場技術者は、現場対応・社内対応・安全対応に加え、発注者との打合せや協議資料作成、地元・第三者への対応など担当業務が複雑多岐に渡り、以前に比べその担当業務は質・量とも多大なものとなっていますが、過酷な勤務実態となっているにも拘わらず、現場技術者の賃金が含まれる現場管理費の考え方はこれらの実態を反映したものとはなっていないと思われま

す。つきましては、現場技術者の処遇改善及び担い手確保・育成の観点から現在の現場実態を直視いただき、現場管理費率等の考え方等を適切に見直しされるよう切にお願いいたします。

<回答>

・今年の4月から、国において間接工事費の内、一般管理費の率の見直しが行われている。県においては通常7月の基準書改定に反映させ見直すところ、2カ月前倒しして5月積算の工事から適用する事としている。現場管理費率についても、同様に国において見直しがあれば、速やかに反映するようにしていきたい。

3. 土木施工管理技士の処遇改善について

現状では、年度末に工事が集中することと現場での作業が増大していることにより、書類の作成は時間外労働で行うのが常態となっております。そのため繁忙期には月 100 時間を超える時間外労働となることも少なくありません。

「働き方改革」を進めるには、生産性向上や適正な工期設定、長時間労働の是正等、受発注者双方が守るべきルールとして策定された『適正な工期設定等のためのガイドライン』及び『建設産業政策 2017+10』を受発注者が遵守していくことが重要であります。発注者におかれましては、適正な工期設定、適切な変更対応及び平準化発注、平準化施工の実現をお願いいたします。

「参考」建設産業政策 2017+10 抜粋

①建設産業の各プレイヤーの役割と責務を明らかにする

- ・受発注者双方の責務の明確化
 - －適切な設計図書への提示・変更、施工条件の明示
 - －不当に短い工期による契約締結の禁止
- ・関係者（経營業務管理責任者、現場代理人、職長等）の定義
- ・役割の明確化 ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（後掲）
- ・各プレイヤー間のリスク分担の明確化

<回答>

- ・工期設定については、本年 4 月から『適正な工期設定等のためのガイドライン』に沿って、国に準じた準備期間、後片付け期間の見直しを行い、適正な工期設定に努めている。
- ・平成 28 年 3 月に、土木工事の設計変更における留意点や必要な手続きを明確にし、設計変更に係る業務を適正かつ円滑に行うため、設計変更ガイドラインを作成し、適正な設計変更に努めているところである。引き続き、ガイドラインの周知徹底を図り、適正な運用を行いたい。
- ・平準化発注や平準化施工については、これまで、年度始めにおいても切れ目のない工事量を確保する観点等から、維持修繕関係のゼロ県債設定工事の発注や早期発注、柔軟な繰越制度の活用を図っているところであるとともに、交付金事業においても、ゼロ県債を設定した工事を発注している。また、平成 29 年度から柔軟な工期設定として余裕期間設定工事の試行を実施している。更に、発注見通しの公表については、入契法に則りこれまでも上半期や下半期、補正時に公表してきたが、四国地方公共工物品質確保推進協議会が平成 29 年度途中から実施している、改正品確法の運用指針に基づく発注者間の連携による地域単位での発注見通しの統合・公表に、本県も平成 30 年度から参画する。

4. 土木施工管理技士の適正評価と社会的地位の向上について

昨年秋、四国技士会連合会では、国土交通省の直轄工事に配置された監理技術者等に対し、現状並びに改善すべき点についてアンケートを行い、提出された多くの意見を内容別に取りまとめたところです。

その中で「技術者の技術力等についての個人評価を高めるなど、適正な評価をし、働く意欲を高めることが必要である。」等の意見が多く寄せられました。

技術者の処遇改善はもとより働く意欲を高めるためには、資格の重要性と取得の難易度に見合う適正な評価とともに、他の資格との比較において優位性を与えることも必要であると考えております。

そのため、国及び各県におかれましては、経営事項審査における保有技術者、入札参加資格、総合評価落札方式の配置技術者等において、これまで以上に評価を高めていただけますようお願いいたします。

<回答>

・経営事項審査及び県の建設工事指名競争入札参加資格に係る格付については、既に技術職員数に応じた加点を行っているところである。

また、総合評価方式の評価項目において、「配置予定技術者の資格」として1級土木施工管理技士等を、設計金額5千万円以上の実績評価型、施工計画型、技術提型において、指定資格取得後5年以上なら5点、5年未満なら3点、取得なしなら0点で評価している。

このうち、経営事項審査については、建設業法に基づく算定方法で行う必要があり、また、県の入札参加資格に係る格付についても、技術職員数に応じた加点は、国の取扱いに準じて実施しているところであるため、評価の見直しについては、国等の動きを参考として検討したいと考えている。

5. 技術力の維持・向上に資する継続学習制度における評価・活用について

土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）における学習履歴（ユニット数）は、総合評価落札方式等の技術評価項目としても活用されており、今日では継続学習の必要性が広く認識されるとともに、技術者の自主的学習の励みにもなっております。

土木技術者の育成、すなわち技術力の維持・向上は土木施工管理技士会の使命・役割でもあるため、国・県のご協力をいただき、また、全国技士会連合会と連携する等して、各種技術講習会を開催しているところです。

国及び各県におかれましても継続学習制度について、各機関の基準に応じた評価・活用をしていただいておりますが、なお一層の高い評価と、技術力をさらに高めるために各県の状況に応じたユニット数の検討をお願いいたします。

<回答>

- ・総合評価方式の評価項目において、「過去5年間における継続教育（CPD）の取組状況」として（一社）全国土木施工管理技士会連合会等が認定する単位数を、設計金額5千万円以上の実績評価型、施工計画型、技術提型において、50ユニット以上を10点、25以上50未満を5点、25未満を0点として評価している。配点の見直しについては、国や他県の状況を注視し、研究してまいりたい。

四国土木施工管理技士会連合会

平成30年度 総会 第二部

意見交換会

愛媛県 配布資料

四国土木施工管理技士会連合会 平成30年度総会第二部 意見交換会
提案事項の愛媛県の回答

1. 平成30年度事業実施方針及び公共工事の継続的な執行について今年度の事業実施方針、防災・減災対策及びインフラの老朽化対策など、公共工事の継続的な執行への取り組みについてご教示ください。

(回答)

1 平成30年度は、「防災・減災対策」、「人口減少対策」、「地域経済の活性化」の3本の柱を重点的に推進することとしており、土木部では、「防災・減災対策」として、住民避難や物資輸送などに大きな役割を果たす緊急避難道路や緊急輸送道路の整備促進をはじめ、河川堤防の改修・補強、港湾施設の機能強化、がけ崩れ防災対策や砂防施設の機能改善を図るほか、「インフラ老朽化対策」として、橋梁、海岸保全施設、公園施設などのインフラ施設について、機能が損失する前に機能の回復を図る予防保全的な補修を着実に実施することとしています。

2 また、平準化の取組みとして、県単独予算では、ゼロ県債を設定し前年度に発注を行ったほか、国の30年2月補正等では、4月早々に執行が可能となるよう年度を跨いだ公告を行うなど、年度の区切りにとられることのない入札・公告の実施や国の翌債制度の積極的な活用に取り組んできたところであり、公共投資が県内景気の下支えや雇用の拡大につながるよう、引き続き30年度予算についても速やかな執行に努めてまいります。

【参考】当初予算の比較

愛媛県土木部予算			
	H30当初	H29当初	対前年度比
公共投資	575億円	559億円	102.9%
公共	461億円	443億円	104.1%
県単	114億円	116億円	98.3%



2. 現場管理費の見直しについて

現在の現場技術者は、現場対応・社内対応・安全対応に加え、発注者との打合せや協議資料作成、地元・第三者への対応など担当業務が複雑多岐に渡り、以前に比べその担当業務は質・量とも多大なものとなっていますが、過酷な勤務実態となっているにも拘わらず、現場技術者の賃金が含まれる現場管理費の考え方はこれらの実態を反映したものとはなっていないと思われま

す。つきましては、現場技術者の処遇改善及び担い手確保・育成の観点から現在の現場実態を直視いただき、現場管理费率等の考え方等を適切に見直しされるよう切にお願いいたします。

(回答)

- 1 担い手確保・育成のためには、現場技術者の処遇改善並びに建設業全体の魅力アップを図る必要があることから、設計労務単価の引き上げや社会保険未加入業者の入札からの排除に取り組むとともに、工期に余裕期間を設定する工事の実施による無理のない工期設定やワンデー・スポンソの実施、書類の簡素化等による現場技術者の負担軽減に努めています。
- 2 今年度は、土日の超過勤務を抑制するため、工事においてウィークリー・スタンスの導入を検討しているところであり、今後も、工事現場の効率化を図るため、各関係団体等の意見を参考にしながら必要な対策を行ってまいります。
- 3 現場管理費の見直しについては、県単独で運用しがたいと考えますので、国や四国各県、全国自治体の動向を参考に検討します。

3. 土木施工管理技士の処遇改善について

現状では、年度末に工事が集中することと現場での作業が増大していることにより、書類の作成は時間外労働で行うのが常態となっております。そのため繁忙期には月 100 時間を超える時間外労働となることも少なくありません。

「働き方改革」を進めるには、生産性向上や適正な工期設定、長時間労働の是正等、受発注者双方が守るべきルールとして策定された『適正な工期設定等のためのガイドライン』及び『建設産業政策 2017+10』を受発注者が遵守していくことが重要であります。発注者におかれましては、適正な工期設定、適切な変更対応及び平準化発注、平準化施工の実現をお願いいたします。

(回答)

- 1 本県においても、労働者の減少や高齢化が顕在化しており、長時間労働の是正など「働き方改革」を進めることが、担い手を確保するうえで不可欠であると認識しています。
- 2 このため、県では、発注見通しの国・県・市町統合版の公表や、建設資材や労働者の確保等の準備のための余裕期間を設定した工事の実施や、ゼロ県債、年度跨ぎ公告による早期発注など、施工時期の平準化に努めています。
- 3 さらに、建設業における休日を確保・拡大するために、国の工期算定システムを活用し、雨天などによる工事の休止を考慮した適切な工期の設定や、週休 2 日のモデル工事の試行を検討しているところです。
- 4 今後とも、国や業界等と連携しながら、働く人の視点に立った労働環境の改善に努めてまいりたい。

4. 土木施工管理技士の適正評価と社会的地位の向上について

昨年秋、四国技士会連合会では、国土交通省の直轄工事に配置された監理技術者等に対し、現状並びに改善すべき点についてアンケートを行い、提出された多くの意見を内容別に取りまとめたところです。

その中で「技術者の技術力等についての個人評価を高めるなど、適正な評価をし、働く意欲を高めることが必要である。」等の意見が多く寄せられました。

技術者の処遇改善はもとより働く意欲を高めるためには、資格の重要性と取得の難易度に見合う適正な評価とともに、他の資格との比較において優位性を与えることも必要であると考えております。

そのため、国及び各県におかれましては、経営事項審査における保有技術者、入札参加資格、総合評価落札方式の配置技術者等において、これまで以上に評価を高めていただけますようお願いいたします。

(回答)

- 1 県が発注する建設工事の入札参加資格に係る格付けにおいては、技術者資格区分に応じて加点するなど、技術力に応じた評価をしています。

(技術者1人あたり：1級技術者5点、基幹技能者3点、2級技術者2点、その他の技術者1点)

- 2 総合評価においては、加点評価している配置予定技術者の保有資格について、監理技術者及び主任技術者になれる資格があっても、実務経験年数や大臣認定により資格を取得した者を加点評価から除くなど、資格取得の経緯にも優位性を持たせています。
- 3 今後も、土木施工管理技士を適正に評価するために、各技術者の評価項目や評価内容について、国の動向に注視しながら改正等に取り組んでまいりたい。

評価内容	評価基準	配点
保有する資格の有無	監理技術者になれる資格（実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。）	5
	主任技術者になれる資格（実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。）	3
	上記以外	0

5. 技術力の維持・向上に資する継続学習制度における評価・活用について

土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）における学習履歴（ユニット数）は、総合評価落札方式等の技術評価項目としても活用されており、今日では継続学習の必要性が広く認識されるとともに、技術者の自主的学習の励みにもなっております。

土木技術者の育成、すなわち技術力の維持・向上は土木施工管理技士会の使命・役割でもあるため、国・県のご協力をいただき、また、全国技士会連合会と連携する等して、各種技術講習会を開催しているところです。

国及び各県におかれましても継続学習制度について、各機関の基準に応じた評価・活用をいただいておりますが、なお一層の高い評価と、技術力をさらに高めるために各県の状況に応じたユニット数の検討をお願いいたします。

（回答）

- 1 本県の総合評価における継続学習（CPD）の評価基準は、配置技術者の継続学習の取り組みとして、5年間の取得単位数について50ユニット以上を最大とする6段階の評価としています。

③継続学習（CPD）の取り組み（5点）

評価内容	評価基準	配点
CPDの取得単位数	50ユニット以上	5点
	40ユニット以上50ユニット未満	4点
	30ユニット以上40ユニット未満	3点
	20ユニット以上30ユニット未満	2点
	10ユニット以上20ユニット未満	1点
	10ユニット未満	0点

- 2 また、昨年度から「配置予定技術者」の配点のウエイトを、相対的に引きあげたところです。

配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験(※)、主任（監理）技術者の保有資格(※)、CPDの取組、若手技術者等の育成(※) ※選択項目	現行 配点ウエイト	改正 (H29.4～)
		10.0%~26.7%	30%

- 3 土木技術者の技術力及び資質の向上は、将来の社会資本整備の品質確保に繋がることから、今後とも技術者の評価について建設業関係団体等の意見や国・他県の状況を踏まえ取り組んでまいりたい。

平成30年度当初予算編成方針

I 知事公約（第2ステージ）の実現に向けた総仕上げとして、重点分野を中心に積極的な予算編成

- ① 原子力防災対策をはじめ、警察署の耐震化など、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を着実に推進
- ② 県内への移住促進、子育て世帯への経済的支援など、人口減少問題への取り組みを推進
- ③ 戦略的な営業活動や農林水産物のブランド化、自転車新文化の推進など、地域経済活性化に重点を置き、実需の創出を追求
- ④ えひめ国体・えひめ大会のレガシーを生かしたスポーツの振興、統一的なコンセプトによる戦略的な情報発信などの施策にも対応

II 国補正予算に対応した2月補正予算と合わせ、地域経済に配慮した切れ目のない対策を実施

III その一方で、徹底したスクラップ・アンド・ビルドにより、財政健全化にも目配り

◆ 平成30年度一般会計当初予算額：6,227億円（前年当初比△131億円、△2.1%）

平成29年度末了時点の県債残高は1,653億円、国債残高は1,324億円の概算（前年度末に比し、県債残高は10.5%増、国債残高は10.5%減）

【一般会計における主な歳入・歳出予算の比較】

区分	30年度(A)	29年度(B)	差引(A-B)	伸び率	備考	【一般会計当初予算の推移】		
						当別予算	対前年増減	
歳入	6,227	6,358	△131	△2.1%		30	622,700	97.9%
県税・地方消費税収入	1,992	1,918	74	3.9%	法人県民税 + 24億円、地方消費税収入 + 34億円 など	29	635,770	99.3%
地方交付税	1,622	1,673	△51	△3.0%		28	640,060	101.1%
県債	688	717	△29	△4.0%	県立学校施設整備事業の繰り越し など	27	633,220	104.3%
うち臨時財政対策債	290	298	△8	△2.7%		26	607,060	101.6%
国庫支出金	789	793	△4	△0.5%	国庫関係基金及び県立学校施設整備基金繰入金の減	25	597,690	100.0%
その他	1,136	1,257	△121	△9.6%		24	597,490	98.5%
普通建設事業費	807	879	△72	△8.2%	※ 県立学校施設整備・国庫関係基金繰入金（△106億円）を除く伸び率 + 4.4%	23	606,390	101.1%
うち公共事業	541	545	△4	△0.7%	上乗せ給付金 + 10億円、介護施設整備費 + 10億円			
うち単独事業	171	241	△70	△29.2%	※ 県立学校施設整備・国庫関係基金繰入金（△13億円）を除く伸び率 + 1.7%			
人件費	1,735	1,723	12	0.6%	県民文化センター大規模改修 + 6億円、特別支援学校施設整備費 + 4億円			
公債費	844	869	△25	△2.8%	※ 県立学校施設整備・国庫関係基金繰入金（△93億円）、県債（繰り越し） + 15.2%			
社会保障関係費	960	949	11	1.2%	退職手当の増 など			
その他	1,881	1,938	△57	△2.9%	元利償還金の減 子ども子育て支援新制度や産前産後休業の増 など 国庫関係基金の減（△58億円）			

平成30年度当初予算の重点施策

1. 防災・減災対策

- ① 緊急避難道路の整備、河川、海岸、港湾、砂防施設等の改修・補強など 43億15百万円
- ② 宇和海岸地域での学童連携による事前警報の共同研究 15百万円
- ③ AIによる災害分析システムの開発、導入の検討 1百万円
- ④ 原子力災害備前・備後・備前・備後による情報収集体制の構築 4億47百万円
- ⑤ 私立高校、私立幼稚園の耐震化促進 1億11百万円
- ⑥ 県民文化会館の大規模改修 6億62百万円
- ⑦ 大洲庁舎、衛生環境研究所の建替え 40百万円
- ⑧ 松山東警察署、宇和島警察署の建替え 7億76百万円

2. 人口減少対策

- ① 若手社会人向け結婚支援対策の強化 28百万円
- ② 企業や市町と連携した子育て世帯への支援 1億51百万円
- ③ 人口安定化に向けた住民主体の集落活性化の支援 7百万円

3. 地域経済活性化

- ◀ 商工・観光 ▶
- ① 「スゴ技」すご味「すごモノ」を活用した戦略的な営業活動 56百万円
 - ② 県外の意欲ある人材を対象にした創業支援 9百万円
 - ③ 県内企業のAI、IoT等の導入促進 4百万円
 - ④ 統一的なコンセプトによる戦略的な情報発信 93百万円
 - ⑤ とべ動物園とえひめこどもの城の魅力向上とPR活動の強化 63百万円
 - ⑥ 松山・札幌線の認知度向上や誘客促進 9百万円
 - ⑦ 外国クルーズ船の誘致促進と受入環境の整備 3億36百万円
 - ⑧ しまなみ海道・国際サイクリング大会の開催 80百万円
 - ⑨ 学生の県内定着・就職を促進するための基金の創設等 1億20百万円
 - ⑩ 今治新都市中核施設整備に対する今治市への支援 [2月補正] 13億98百万円

◀ 農林水産業 ▶

- ① 「愛媛クイーンズプラットフォーム」愛媛あかね和牛「伊予の嬢貴海」のほか県産ブランドの販売戦略の強化 31百万円

- ② J Aが行う新規就農者の受入れや育成等の支援 88百万円
- ③ C L T建築物の建設等支援と普及啓発 35百万円
- ④ I C T等の技術を活用した木材の増産支援 14百万円
- ⑤ 水産物の北米やASEAN、中東諸国への輸出促進 15百万円

4. 医療・福祉等の充実

- ① 県立新居浜病院の建替え（病院事業会計） 1億82百万円
- ② ドクターヘリコプターを活用した救急医療体制の充実 2億42百万円
- ③ ビッグデータを活用した健康づくり事業の展開 4百万円
- ④ 医療的ケア児支援者の養成等による支援体制の構築 1百万円
- ⑤ うちエコー診断の普及など地球温暖化防止県民運動の推進 6百万円
- ⑥ 交通事故抑止に向けた緊急的な安全対策 2億33百万円

5. スポーツの振興

- ① スポーツ推進基金の創設 [2月補正] 15億円
- ② スポーツ立県えひめの推進 10百万円
- ③ スポーツ応援体制に向けた情報発信の構築 26百万円
- ④ 国体の成果を継承した競技力向上対策の推進 3億79百万円
- ⑤ 障がい者スポーツの裾野拡大に向けた支援 10百万円
- ⑥ 東京オリンピック事前合宿の誘致 11百万円

6. 教育・文化

- ① 県立学校教育環境整備基金の創設 [2月補正] 15億円
- ② 特別支援学校空調設備の整備 4億35百万円
- ③ いじめ防止に向けた学校づくりを社会総ぐるみで推進 8百万円
- ④ 教員の負担軽減等のための部活動指導員等の配置 26百万円
- ⑤ 県民総合文化祭30周年記念事業の開催 72百万円

7. 社会資本整備

- ① 大洲・八幡浜自動車道の整備促進 22億51百万円
- ② 山形坂ダム、鹿野川ダムの整備促進 13億92百万円
- ③ J R 松山駅付近連続立体交差事業の整備促進 38億 9百万円
- ④ 上島架橋岩城橋の整備 35億40百万円

特 別 枠

◆スクラップ・アンド・ビルトの徹底により捻出した財源を有効に活用

◎は新規予算

「防災・減災強化枠」 47事項 90億円

◆南海トラフ地震などの大規模災害への備え

- ・諸課題への対応 (38事項) 47億円
- ・防災・減災対策事業 (9事項) 43億円

29年度当初

○県立学校耐震化
47億円
(総額71億円)

○諸課題への対応 (36事項)
46億円

○防災・減災対策事業 (8事項)
42億円

135億円

30年度当初

+2億円
(+2.3%)

○諸課題への対応 (38事項)
47億円

○防災・減災対策事業 (9事項)
43億円

90億円

「愛顔枠」 149事項 44億円

◆人口減少対策や地域経済の活性化など重要課題への対応 [29年度：130事項、27億円]

- ◎統一的なコンセプトによる戦略的な情報発信 93百万円
- ◎自転車新文化の推進 82百万円
- ◎四国新幹線の導入に向けた機運醸成 6百万円
- ◎愛顔感動ものがたり・写真の全国発信 14百万円
- ◎子ども芸術祭の開催 15百万円
- ◎県内企業のA I、IoT等の導入促進 4百万円
- ◎県外の意欲ある人材を対象にした創業支援 9百万円
- ◎学生の県内定着・就職を促進するための基金創設等1億2000万円
- ◎しまなみ海道・国際サイクリング大会の開催 80百万円
- ◎東予東部圏域振興イベントの開催準備 49百万円
- ◎CLT建築物の建設等支援と普及啓発 35百万円
- ◎とべ動物園とえひめこどもの城の魅力向上とPR強化 63百万円
- ◎中学生に対するキャリア教育の拡充 8百万円
- ◎特別支援学校空調設備の整備 4億3500万円 など

◇うちスポーツ振興関係 17事項 6億円

- ◎スポーツ立県えひめの推進 10百万円
- ◎スポーツ応援体制に向けた情報発信の構築 26百万円
- ◎団体の成果を継承し競技力向上対策の推進 3億7900万円
- ◎障がい者スポーツの裾野拡大に向けた支援 10百万円
- ◎東京オリンピック学習前台宿の誘致 11百万円
- ◎野球をテーマとした愛・野球博の開催 30百万円 など

平成30年度当初予算（特別会計、企業会計）

◆特別会計予算額（15会計）：2,701億44百万円（対前年当初比 +1,430億34百万円 +112.5%）

国民健康保険事業（新設）：国民健康保険制度改革による都道府県への移管

公債管理：借換債の増 公共用地：事業量の減 など

◆企業会計予算額（3会計）：621億67百万円（対前年当初比 +2億61百万円 +0.4%）

工業用水道事業：水道施設耐震化工事の増 病院事業：県立新居浜病院建替え経費の増 など

平成29年度2月補正予算

◆一般会計予算額：△20億78百万円

◎一般分 129億76百万円

- 今治新都市中核施設整備費補助金 13億98百万円
- 国民健康保険財政安定化基金の積立 5億66百万円
- 株式等譲渡所得割交付金 3億53百万円
- 自動車取得税交付金 2億34百万円
- 伊予港廃棄物埋立地収益の国への納付 2億12百万円
- 直轄災害復旧事業費負担金 2億97百万円

- 災害に強い愛媛づくり基金の積立 15億円
- 県有施設更新整備基金の積立 28億円
- 農林水産業体質強化緊急対策基金の積立 10億円
- スポーツ推進基金の創設 15億円
- （旧：えひめ県体・えひめ大会開催基金）
- 県立学校教育環境整備基金の創設 15億円
- （旧：県立学校施設耐震化促進基金）

◎減額分 △150億54百万円

○国内示の減、公債費利子の減等による不用額

◆特別会計予算額：△15億9百万円

（農業改良資金特別会計）

○農業改良資金運用益の繰出し 3百万円

（国営農業水利事業負担金特別会計）

○国営農業水利事業実績の減 △16百万円

（公債管理特別会計）

○公債費利子の減 △14億96百万円